

令和3年度

包括外部監査の結果報告書

(概要)

教育委員会事務局及び市立学校における財務事務並びに
一般財団法人神戸市学校給食会の出納その他の事務の執行について

神戸市包括外部監査人

森山 恭太

第1 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第252条の37第1項及び神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年3月26日条例第41号）第2条に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件（テーマ）

1 監査対象

教育委員会事務局及び市立学校における財務事務並びに一般財団法人神戸市学校給食会の出納その他の事務の執行について

2 対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

ただし、必要に応じて他の年度についても遡及して対象にした。

3 事件を選定した理由

教育現場においては、少子高齢化の進展により児童・生徒が減少している一方で、GIGAスクール構想をはじめとするデジタル化の急速な進展等により、とりまく環境が急速かつ大きく変化しており、課題の多様化や複雑化が進んでいる。

また、従前より課題となっている教員の多忙化についても、給食費を含む準公金の取扱事務の改善など具体的な課題が挙げられている。

このような状況のなか、神戸市における教育費の令和3年度予算額は1,246億円で、一般会計の約14.3%を占めていることから、学校事務の効率化等による神戸市の財政への影響は多大なものである。

令和2年9月に神戸市が策定した「行財政改革方針2025」の重点項目として、働き方改革の推進やデジタル技術を利用した業務プロセスの変革や生産性の最大化を進めるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が掲げられて

おり、前述の教育現場における課題の解決及び学校事務の効率化等は、この行財政改革にも寄与するものであるといえる。

教育現場における現状を把握のうえ、正確な課題認識を行い、その対応が効果的かつ効率的に実施できているかについて監査を実施することは、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげ、また組織運営の合理化に努めるとの地方自治法の趣旨を達成するために必要であると認められることから、令和3年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

4 監査の方法

4.1 監査の視点

- 教育委員会事務局等の事務事業に係る財務事務の執行及び経営管理が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。
- 教育委員会事務局等の事務事業に係る財務事務の執行及び経営管理が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

4.2 主な監査手続

上記4.1に記載した監査の視点に基づき、監査手続を実施した。具体的な監査手続の概要は下記のとおりである。

(1) 教育委員会事務局及び市立学校

- 組織風土改革や働き方改革が計画どおり進んでおり、改善がみられるか。
- 時間外勤務の管理や休暇の取得などの労務管理が適切に行われ、教職員の給与は適切に処理されているか。
- G I G Aスクール構想等のデジタル化推進の取り組みは、業務プロセスの改革等による学校事務の効率化に寄与できているか。
- 学校給食事業は、経済的・効率的に運営されているか。
- 給食費を含む準公金の取扱事務は、効率的に運用されているか。
- 金銭の徴収や現金管理、債権管理は適切に行われているか。
- 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確となっているか。
- 事業の手法や実施内容、実施範囲は目的、目標を達成するために効果的であ

るか。

- 事業目標の達成度合いが具体的に評価・分析され、結果が有効に活用されているか。
- 内部統制が有効的に構築・運用されているか。
- 他の事業との重複や無駄な細分化はないか。
- 委託契約を含む契約事務が法令・規則等に基づき適切に行われているか。
- 教育財産の取得及び維持管理は適切に行われているか。
- 情報資産の管理は適切に行われているか。等

(2) 一般財団法人神戸市学校給食会

① 教育委員会事務局関係

- 学校給食会の業務及びガバナンスに関して適切な指導監督を行っているか。等

② 学校給食会関係

- 効率的、効果的な事業運営が行われているか。
- 取引業者は安全性・経済性等の観点から合理的に選定されているか。
- 契約事務が法令・規則等に基づき適切に行われているか。
- 内部統制が有効的に構築・運用されているか。等

5 外部監査の実施期間

監査対象団体及び所管課に対し、令和3年7月14日から令和4年1月27日までの期間にわたり、監査を実施した。

6 外部監査の従事者

6.1 包括外部監査人

公認会計士 森山 恭太

6. 2 包括外部監査人補助者

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者として選任した。

(資格順・五十音順)

弁護士	村上	公一
公認会計士	青戸	祥倫
公認会計士	安達	誠二
公認会計士	池田	学
公認会計士	大谷	泰史
公認会計士	湯本	規子

7 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

8 その他

8. 1 金額単位等

原則として円単位で集計後に表示単位未満を切り捨て又は四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

8. 2 報告書の数値等の出典

神戸市が公表している資料、あるいは監査対象とした所管課等から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。また、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

第2 監査の結果及び意見

1 総論

今回の監査対象は令和2年度であるが、神戸市教育委員会において、令和2年度とは下記のような状況にあった期間であった。

- 7月に令和2年度から令和5年度までの4年間の教育の充実に向けた方向性等を定めた「第3期神戸市教育振興基本計画」を策定した。
- 教育現場にとって大きな変革の一つとなるであろうGIGAスクール構想を含む教育現場のデジタル化に関し、教員用端末ではK I I F 3が導入され、児童生徒用端末は小学1年生～中学3年生分が令和3年2月下旬までに配備済みとなり、その他電子黒板の導入やネット環境の改善等が図られた。
- コロナ禍により学校園の長期休校や夏休みの短縮、学校行事の中止などが相次いだ。

上記のような状況にあったことから、以下の点についてご理解頂きたい。

- 「第3期神戸市教育振興基本計画」は開始したばかりであるため、今回の監査ではこの計画の遂行による効果を判断するには時期尚早であった。
- GIGAスクール構想を含む教育現場のデジタル化は令和2年度に運用が始まったばかりであり、この導入効果についての判断に関しても時期尚早であった。
- 働き方改革に対する各種施策に関しても、コロナ禍における学校園での対応やGIGAスクール等の教育デジタル化の導入対応のため教職員の業務量が増加したと考えられることから、施策による効果を測定するには至らなかった。

また、監査の実施に際しても、コロナ禍により学校園への往査を中止したため、備品等の現物確認や現金管理状況等の確認、準公費のプロセスヒアリングなど、往査でなければ実施できない手続は断念した。

このように監査の実施にあたって課題の多い状況ではあったが、幾つか重要と思われる問題点も浮かび上がってきた。総論ではその中から特に下記の点について述べておきたい。

① 働き方改革について

教育現場では以前より学校における教職員の長時間労働が問題となっており、

国が主導して学校における働き方改革が推進されている状況である。働き方改革には教職員を過労から救うという目的も当然あるが、働き方を見直すことにより自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、生徒に対して効果的な教育活動を行うことにより教育の質を維持するという目的もある。

平成28年に「神戸市教育大綱」が策定されて以降、神戸市においても様々な多忙化対策の取組が行われてきたが、教職員の長時間勤務の抜本的な改善には至らなかったため、平成31年3月に「神戸市立学校園 働き方改革推進プラン」（以下「働き方改革プラン」）が策定された。また第3期神戸市教育振興基本計画にも、令和2年度教育委員会予算での重点事業にも働き方改革に関する対策は数多く含まれている。

この結果、教職員の長時間勤務・多忙感解消のための働き方改革として、非常に多くの施策が実施されている状況である。

令和2年度においては働き方改革プランで掲げた目標は未達となったが、これは上記のように新型コロナウイルス感染症の流行による現場対応やGIGAスクール等の教育デジタル化の導入対応が原因の一つと考えられ、施策の効果についての判断は保留せざるを得ない。

ただ、働き方改革に関する各施策の内容を見ると、長時間勤務の原因と考えられるあらゆる事項に対して網羅的に対応しようとしているように思われる。予算に限りがないければこの方法は理想的であるが、現実には予算制約があるため各施策に配分される予算は当然少なくなり、例えば一部の学校園や一部の教師に対してしか対応できていないなど、意図した目的に対して中途半端な実施状況となっているものも目に付いた。また施策が多数、かつ似たような施策もあり複雑であるため、学校園でもどの様な目的のためにどのような施策があり、どうすれば利用できるのかが理解できていないという意見もあった。

働き方改革は取組が始まってまだ期間が浅く、現在は過渡期であるという点は配慮が必要であるが、今後はより有効と考えられる施策に予算を集中していく、選択と集中という意識が重要となってくると考える。

そのためには例えば教職員の負担とならないように配慮した上で、現場の実態を把握するためのアンケートを効果的に採取・分析し、また可能な限り施策の指標も設定して、費用対効果の面で有用な事業を継続的に判断していく、といったことが必要である。

② GIGAスクール構想を含む教育現場のデジタル化について

GIGAスクール構想を含む教育現場のデジタル化は始まったばかりであり、上記のようにこれが教育の質の向上や働き方改革に繋がっていくかは今のところ評価できない。また働き方改革に関しては導入当初で不慣れなこともあり、現

在は逆に現場負担となっていると考えられる。今後の推移を見守る必要がある。

ただし、端末やシステム等を整備した後、導入時の研修や相談対応だけではなく継続して支援を行わなければ、学校園ごとに利用深度や利用頻度にばらつきが発生し、不公平や不効率が発生する可能性があり、また学校園管理職の負担増大にもつながることとなる。

担当課を明確に決めた上で定期的に各学校園の利用状況をモニタリングし、利用が進んでいない学校園に対してはその原因を探って対策を講じる、また先進的、有効的な利用方法に関する情報を各校で共有できるようにする、など、今後の学校園の利用を教育委員会事務局の方で継続的にリードしていく必要がある。

③ 組織風土改革について

神戸市教育委員会では、過去の不祥事等を受けて平成31年4月1日に「神戸市教育委員会改革方針」並びに「神戸市教育委員会改革 実施プログラム」を策定し、改革を進めている。

当改革方針及びプログラムにおいては組織体制の強化や、制度の見直し、規定の整備・改定、研修の実施等の様々な施策が行われているが、最終的な目標はどのようなものか、いつまでに改革を行うかが不明確である他、現在どこまで進捗しているのか、施策が重複等無く効果的に行われているか等の評価も不十分な状況となっており、検討が必要である。

④ 請負契約や委託契約、物品購入契約等について

神戸市教育委員会が結んでいる請負契約や委託契約、物品購入契約等に関してはそのプロセスにおいて指摘事項や意見が少なからず発見された。教育委員会では各学校園の改修や統合、廃止等に伴い多額かつ多数の契約等を結ぶ必要があり、おのずと問題が発生し易い環境にあるといえる。他の一般的な部局より有効性の高い内部統制が要求されるため、継続的に内部統制を評価して不備な面があれば整備していく必要がある。

⑤ 一般財団法人 神戸市学校給食会について

一般財団法人 神戸市学校給食会（以下「学校給食会」）についても少なからず問題点が発見された。学校給食会はその取扱金額に比して人員も少なく、教育委員会による指導監督も不足しているため、ガバナンス及び内部統制に限界があると考えられる。学校給食の食材調達業務は必要不可欠な業務であり、現状の改善に向けた取組を進めるべきであるが、今後改善が見込めない場合、その存在意義を含め在り方を検討すべき時期に来ている。

2 指摘事項及び意見の一覧

区分は本編の記載順である。

項目	区分	タイトル / 要旨
II 全般及び共通事項		
1 働き方改革と労務管理について		
意見 1		教職員の心身健康の維持を積極的に図るための環境づくり 医師面談を教職員に強要することはできないが、安心して面談を受けることができるよう医師には守秘義務があることや長時間労働における医師の面談は法律によって義務付けられていること等について、これまで以上に周知するなど、教職員の心身健康の維持を積極的に図るための環境づくりに取り組む必要がある。
	意見 2	効率的な働き方改革の取組の推進 効率的な事業実施の観点から、どの取組（事業）がもっとも効果的であるのかについて評価し、優先順位をつけたうえで統合・廃止の検討を進められたい。
2 G I G Aスクール構想を含むデジタル化の現状について		
意見 3		オンライン授業の実施に関する通知 教育現場への混乱を避けるため、教育委員会事務局は教育現場と意思疎通を密に行い、学校園と教育委員会事務局との連携を深め、実情に即した通知を出すべきである。
	意見 4	オンラインによる学習支援にかかる支援体制の強化 G I G Aスクール構想の一つであるオンラインによる学習支援を早期に実現するためには、学年・学級閉鎖以外のオンライン未実施校に対しても聞き取り調査を行うなど、教育委員会事務局の支援体制を強化する必要がある。
意見 5		タブレットドリルの活用について 定期的にアンケートを実施することなどにより、学校園との連携をより一層深め、タブレットドリルに関する疑問点・問題点などを早期に発見し、解消していく必要がある。
	意見 6	G I G Aスクール支援員の継続配置 G I G Aスクール支援員については、I C T機器の整備状況等を踏まえて、求める業務内容を検討し、それに応じた配置体制及び配置時期を検討するとともに、I C Tの活用促進のため、年度を通じて継続的に配置する必要がある。

項目	区分	タイトル / 要旨
	意見 7	G I G Aスクール構想の所管部署の明確化 責任の所在を明らかにするために、端末や機器の管理トラブルに関しては学校経営支援課、端末や機器の利活用に関しては教科指導課とするなど所管部署を明確にする必要がある。
	意見 8	学校園のデジタル化対応のモニタリングの実施 G I G Aスクール構想等の学校園のデジタル化対応について、教育委員会事務局が今後、継続的にモニタリングしリードしていく必要がある。
3 教育委員会の組織風土改革の進捗状況について		
	意見 9	組織風土改革の進捗状況の評価について 「神戸市教育委員会改革方針」により組織風土改革を達成するために、最終的な目標を明確にし、いつまでに行うか、またそれに対してどこまで進捗しているのか明らかにする必要がある。そのためにも実施された施策が、予定したとおりに運用され効果が現れているか、十分に評価し分析することが必要である。さらに各部署で実施された様々な施策が、教育委員会全体として見たときに重複等なく効果的に行われているか検証しておくことも必要である。
	意見 10	働き方改革の成果指標について 「神戸市学校園働き方改革推進プラン」において、働き方改革に取り組んでいくための3つの成果指標は設定されているが、いつまでに達成するかは示されていない。 働き方改革に取り組んでいくための3つの成果指標をいつまでに達成するか、具体的に段階的にどう達成していくのかの計画を示し、現在進めている様々な業務改善の取組による効果を分析しながら、着実に進めていく必要がある。また超過勤務時間の削減の取組と併せて、持ち帰り業務の実態把握も進めていく必要がある。
	意見 11	いじめ防止対策の継続した取組について いじめ防止対策推進法に基づいた、いじめ防止対策を行うための体制は整備されつつあるものの、令和元年度発生の重大事態の調査報告書や令和元年度実施のアンケート調査結果を見る限り、未だ十分に理解され運用されているとは言えない状況にある。いじめ防止対策については、今後も継続的な取組を行い、現場の教職員一人一人の意識を高め、いじめ防止対策のために整備された体制を適切に運用し、いじめ防止・いじめ対応につなげられるようにしていくことが必要である。

項目	区分	タイトル / 要旨
4 財産管理の状況について		
意見 12		<p>学校園の事務の執行体制について</p> <p>会計事務担当とその管理者である総括者の兼務が常態化している学校園については、事務の執行体制の在り方をあらためて検討する必要がある。</p>
指摘事項 1		<p>預金口座の管理について</p> <p>預金口座の名義人又は代表者が校園長になっていない学校園については、速やかに変更手続を実施するか、代表者名を登録できない金融機関については当該預金口座の登録印を校園長の個人印にするなどして預金口座を管理するべきである。</p>
意見 13		<p>予算委員会の議事録の作成等について</p> <p>執行計画及び予算内容の決定過程を説明できるよう、かつ、教職員間で共有し次年度以降の検討に活用できるよう予算委員会の議事録を作成、保存を徹底されたい。</p>
意見 14		<p>準公費会計システムの通知文様式について</p> <p>準公費会計システムで作成できる保護者への通知文等の文書については、可能な限りシステムを活用するよう改善されたい。</p>
意見 15		<p>未納対応について</p> <p>債権回収に努めることは当然であるが、現実に回収の可能性がない未納給食費等については、不納欠損処理基準を定めるとともに不納欠損処理を進めることを検討されたい。</p>
指摘事項 2		<p>現金出納簿の作成について</p> <p>「神戸市立学校園準公費会計事務の手引」に従い、学校園においては少なくとも月 1 回の手元残額確認を実施し、現金出納簿に明記するべきである。</p>
意見 16		<p>高額支出の見積合わせについて</p> <p>準公費のうち高額となる修学旅行や自然学校等の経費については、校外学習事務の手引きに従い、経費支出の見積り合わせを実施し、保護者の経費負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>なお、神戸市立学校園準公費会計の手引きでは、「複数の業者で見積り合わせ等を実施して選定することが望ましい」とされているが、「選定するべきである」と改正することを検討されたい。</p>
指摘事項 3		<p>備品管理簿の整理について</p>

項目	区分	タイトル / 要旨
		<p>学校園の備品として管理すべき資産が他の部課の備品として合算して登録されているものがあつたが、これらの備品について備品管理簿を適正に修正するべきである。</p>
	意見 17	<p>実地棚卸について</p> <p>備品の現物照合と備品管理簿の整理が有効に機能するよう実地棚卸の手順をあらためて整理し、実施することを検討する必要がある。</p>
	意見 18	<p>備品管理システムについて</p> <p>学校園が使用している備品システムの老朽化と事務非効率になっている事項について、システム改修を検討する必要がある。</p>
5 情報管理について		
	指摘事項 4	<p>監査・自己点検基準及び研修・訓練基準について</p> <p>情報セキュリティ対策基準を改訂した場合には、それを準用している監査・自己点検基準及び研修・訓練基準も合わせて改訂するべきである。</p>
	意見 19	<p>情報セキュリティに対する研修の実施について</p> <p>研修については、研修・訓練基準に定められた方法で実施する必要がある。</p> <p>また、教育委員会事務局において受講履歴を管理し、欠席者に対してフォローアップを行うことで情報セキュリティ対策の実効性の向上に努める必要がある。</p>
	指摘事項 5	<p>情報セキュリティに対する訓練の実施について</p> <p>情報セキュリティ対策基準及び研修・訓練基準に従い、年 1 回訓練を実施し、その結果を報告するべきである。</p>
	意見 20	<p>業務端末へのデータ保存について</p> <p>個人情報などのデータが業務端末へ保存され、その端末の紛失などによる情報漏洩が発生しないように端末ごとの保存ファイル数を確認し、データが保存されている場合には削除を促すなどの対策を講じられたい。</p>
	指摘事項 6	<p>情報資産台帳について</p> <p>各学校園に対して所定の様式での情報資産台帳の作成について周知・徹底することで、情報セキュリティ水準の向上に努めるべきである。</p>
	意見 21	<p>内部監査（相互型）について</p>

項目	区分	タイトル / 要旨
		監査の目的を果たすために、内部監査（相互型）の実効性を高めるための追加的な対策を講じる必要がある。
	意見 22	<p>コロナ禍等における監査について</p> <p>情報セキュリティ対策上、監査の果たすべき意義は大きいため、コロナ禍等により学校園が多忙の場合においても全面的に中止すべきではなく、監査方法を工夫することで実施されたい。</p>
6 教育施設について		
		神出自然教育園
	意見 23	<p>神戸市立校園の利用割合について</p> <p>利用校園数の目標設定をするなどして、減少傾向にある神戸市立校園の利用割合を改善されたい。</p>
	意見 24	<p>閑散期の利用拡大について</p> <p>閑散期における施設の有効利用、利用者拡大の施策を検討する必要がある。</p>
	意見 25	<p>物品管理について</p> <p>少なくとも年1回の実地棚卸を実施する方針を定め、備品の可動状況の確認及び備品管理簿の適正性を確認するよう検討されたい。</p>
		青少年育成センター
	意見 26	<p>くすのき教室の拡充</p> <p>青少年育成センターへの相談内容の大半が不登校に関する相談となっていることを踏まえ、「くすのき教室」を通じた生徒への教育機会を継続して提供できるよう拡充されたい。</p>
III 実施重点施策について		
1 監理室		
	意見 27	<p>地区統括官の役割について</p> <p>地区統括官については、主な役割として、学校現場と教育委員会事務局、外部人材を登用した監理室とのつなぎ役となることで、相互理解の促進を図ることとし、状況の把握から指導・支援まで幅広い業務となっている。一方で令和2年度からは担当地区の学校長については地区統括官が1次評価者、教頭については2次評価者とするとしており、学校現場と教育委員会事務局、外部人材を登用した監理室とのつなぎ役としての役割と齟齬が生じないか、地区統括官の果たすべき役割について十分に検討していく必要がある。</p>
2 学校経営支援課		

項目	区分	タイトル / 要旨
	意見 28	不落随意契約について
		競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札等により業者を選定することが求められ、随意契約での対応はあくまで例外的処理であり、極力不落随意契約を行うことは避けるべきである。 競争性等が十分に図られた方法で業者を選定するためにも入札にあたっての事前調査の充実等を検討する必要がある。
	指摘事項 7	I C T整備計画における効果指標について
		I C T機器の整備による効果を適切に把握するために、効果指標の見直しを行い、適切な指標により定期的な測定を実施するべきである。
	指摘事項 8	電子黒板等の余剰機器について
		調達数の見積りの妥当性について事後的に検証するとともに、台帳管理などを含めた余剰機器の管理方法や今後の活用方法について定め、各学校園に対して伝えるべきである。
	意見 29	委託契約の増額変更について
		主要部分の大幅な変更・追加により増額が見込まれる場合には、契約変更ありきではなく、契約額の低減のためにも、変更・追加を反映した仕様により入札を行えるよう公告日を調整する等の対応を行うことを検討されたい。
	意見 30	保護者との連絡ツールにおけるメール機能の利用について
		定期的に利用状況のモニタリングを行い、利用頻度の低い学校園等に対しては個別に利用を促進するための対策について検討していく必要がある。
	意見 31	採点支援ソフトについて
		採点支援ソフトの課題や必要性の検証を行うためにも、アンケート等の実施により早急に利用状況等を把握されたい。
	意見 32	児童生徒用 P C 調達に係る費用の比較について
		児童生徒用の学習用 P C の調達にかかる費用は非常に高額であることから、リースによる調達のみを前提とするのではなく、金利の情勢等も踏まえ、リースによる調達と購入による調達について、費用の比較検討を行う必要がある。
	意見 33	設定指標及び目標値について
		教育人材センターの事業においては、指標及び目標値が設定されていないが、事業の成果を測定するためにも、目指すべき項目とその指標及び目標値を明示されたい。

項目	区分	タイトル / 要旨
	意見 34	<p>学生スクールサポーター制度の推進に向けた目標設定</p> <p>効率的・効果的な事業実施のためには、事業目標は設定の必要があると考える。当事業の目的が将来の教職員の育成又は確保にあるとするならば、スクールサポーター経験者が、教員免許の取得後に、神戸市又は神戸市以外の学校園の教職員として従事している実績や学生スクールサポーターの満足度などを目標として設定することを検討されたい。</p>
3 教職員課		
4 児童生徒課		
	意見 35	<p>事業目的に沿う配置希望調査の実施</p> <p>当事業は、財源が制約されることはもちろん、実施経緯の1つに「教職員の負担軽減」があることから、可能な限り教職員の不公平感を排除のうえ外部人材の配置を決定することが重要である。そのためには、学校管理職のみに対するアンケートの実施ではなく、顧問教員全員を対象としたアンケートを行い、その結果をもとに部活動外部人材の配置を決定していく必要がある。</p>
	意見 36	<p>不登校対策の充実について</p> <p>神戸市の不登校児童生徒の増加傾向は、全国の増加傾向を上回っている状況にあり、より充実した対策が求められている。また不登校児童生徒への支援の考え方が刷新されており、不登校児童生徒に対する取り組み方も変えていく必要がある。さらにヤングケアラーについても、実情を把握し早急に対応を行っていくことが求められている。</p> <p>このように不登校対策については、現在の体制で充分に行っているのか、関係諸機関との連携も含めて、さらなる支援の体制の充実や対応の仕組みを検討する必要がある。</p>
	意見 37	<p>相談体制のさらなる充実について</p> <p>今後は相談体制をより充実させるため、オンラインでの相談体制等の整備を急ぎ、より多くの児童生徒が相談を受ける機会を増やしていく必要がある。</p>
	意見 38	<p>スクールカウンセラーのより効果的な活用について</p> <p>学校園において協力し合ってより良い対応ができるように、それぞれの専門分野や経験をどのように活かしているか共有し合うことや、学校側（校長、教員等）との十分なコミュニケーションによ</p>

項目	区分	タイトル / 要旨
		りお互いの求めることを確認し合うことなど、専門家としての力をいかに効果的に活用できるか工夫していくことが必要である。
	意見 39	<p>スクールソーシャルワーカーの配置の拡充について</p> <p>スクールソーシャルワーカーの配置については、国は「すべての中学校区に配置できることを目指すことが適切」としており、直接的な支援を求めているが、教育委員会事務局では、市内全9区に1名ずつ、広域かつ学校数の多い区は2名ずつと、基本的には間接的な支援を行う方針としている。今後ますますスクールソーシャルワーカーの役割は重要性を増すと考えられることから、さらなる配置の拡充について、間接的な支援で充分であるかも含めて今後も検討していく必要がある。</p>
	意見 40	<p>学校ネットパトロールについて</p> <p>学校ネットパトロールについては、不適切投稿の検索結果は減少してきているが、ネットの利用の増加やツールの多種多様化が進んでおり、ネット上のリスクを検索することが難しくなっている。今後もさらに様々なツール上のリスクを広く拾い上げられるように、ネットパトロールの方法を検討していく必要がある。</p>
5 教科指導課		
	意見 41	<p>図書管理システムの活用</p> <p>効率的な図書館運営の観点から、学校図書館への図書管理システムの活用について検討する必要がある。</p>
	意見 42	<p>学ぶ力・生きる力向上支援員の配置にかかる目標設定</p> <p>効率的・効果的に事業を推進するには、事業目的に沿った目標、例えば学力調査結果の向上やいじめ件数の減少数等、複数の事業とともに評価できる目標を設定することを検討するべきである。</p>
	意見 43	<p>学習支援ツールの利用率が低い学校園について</p> <p>利用率の低い学校園に対して引き続きヒアリング等を実施し、その阻害要因を把握の上、その解消に取り組むなど、利用しやすい環境を整え、利用率のより一層の向上を図りたい。</p>
	意見 44	<p>学習支援ツール廃止後の事業について</p> <p>今後の事業に役立つように当事業を総括するとともに、当事業廃止後の具体的な施策について早急に検討し、策定していく必要がある。</p>
	意見 45	デジタル教科書の活用について

項目	区分	タイトル / 要旨
		<p>教育委員会事務局は、学校園との連携をより一層深め、全ての学校園でデジタル教科書が活用されるようにするとともに、疑問点・問題点などを早期に発見し、解消していく必要がある。</p> <p>また、今後の教科指導に役立てるため、デジタル教科書の導入効果について定期的に測定していく必要がある。</p>
	意見 46	<p>外国語指導助手（ALT）の勤怠管理について</p> <p>今後も増加が予想されるALTの勤怠管理について、システムの活用等により手作業の工数を削減できるよう、勤怠管理の事務効率化を検討する必要がある。</p>
6 学校教育課		
	意見 47	<p>閑散期の業務配分について</p> <p>学校園への派遣が少ない閑散期において、巡回日本語指導員やランゲージコーディネーターが実施できる業務を学校園からのニーズにより整理のうえ、翌年度の年間計画を立案することを検討する必要がある。</p>
	意見 48	<p>子ども多文化共生サポーター及びランゲージ支援員の勤怠管理について</p> <p>子ども多文化共生サポーター及びランゲージ支援員について、交通費の集計及び計算を含む勤怠管理の事務効率化を検討する必要がある。</p>
7 特別支援教育課		
	意見 49	<p>自校通級指導教室の整備について</p> <p>自校通級指導教室の整備の意義は大きく、その効果も大きなものが期待されるが、通級教室に携わる教員の育成は大きな課題である。自校通級指導教室は各校1人の配置となる学校が多くなることが想定され、教員の負担が大きくなるとの懸念がある。</p> <p>自校通級指導教室の整備に際しては、その都度課題に対処し、着実に教員の育成・養成を行い、また指導・支援体制を整えながら、進めていくことが必要である。</p>
	意見 50	<p>人工呼吸器を使用している児童生徒がいる学校への看護師の配置について</p> <p>特別支援学校で医療的ケアを必要とする子どもの安全性の観点から、日本小児看護学会の政策提言にある人工呼吸器を使用している児童生徒がいる学校への看護師の加配について検討していくことが必要である。</p>

項目	区分	タイトル / 要旨
	意見 51	有償ボランティアとインクルーシブ支援員の配置について 現在、有償ボランティアとインクルーシブ支援員の併用は認められていないが、児童生徒及び保護者のニーズや学校側のニーズに応じていくためには、併用ができる制度も含めて、より柔軟な対応がとれるよう検討していくことが必要である。
	意見 52	バス車両買い替えの際の運行形態の比較検討について 直営、運行管理、借り上げとの3形態で運行しているスクールバスについて、市が所有する車両の老朽化等による買い替えにあたっては、運行形態ごとのコスト面やその他の課題等について比較検討を行う必要がある。
	意見 53	週あたり派遣時間の上限について 特別支援学校以外の学校園における看護師派遣の週あたり派遣時間の上限を10時間に拡大したが、保護者からは派遣時間のさらなる上限拡大の要望もあることから、さらなる派遣時間の延長について、看護師派遣の方法も含めて検討が必要である。
8 健康教育課		
	意見 54	基幹食材の調達方法について 教育委員会が直接契約を行うことによりコストが削減できる可能性があることから、基幹食材の調達について、直接契約することも含めて、改めて調達方法を検討されたい。
	意見 55	中学校給食予約管理システムに関する支出について システム導入時には、初期導入業務費用が多額に発生することや担当課の業務量が増加することからも、一旦導入した後に短期の契約の見直しやシステムの入れ替えが難しいことが想定される。しかし、導入後のシステムの保守・運用業務に係る契約は特命随意契約として締結されることが多く、価格の妥当性の検証が困難となることが多い。 そのため、業者選定時に、契約期間終了後の保守・運用金額も含めて入札する等の対応を講ずることを検討されたい。
	意見 56	楠高等学校夜食提供業務委託について 提供コストや残食率の状況からすれば、夜食(補食給食)の内容、提供方法等の見直しについて検討されたい。
	指摘事項 9	昼食支援用食品の購入について

項目	区分	タイトル / 要旨
		神戸市契約規則第 26 条に「随意契約によろうとする場合は、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴しなければならない。」と規定されている。2 者以上の見積書を入手するべきである。
9 学校環境整備課		
意見 57		<p>工事請負契約の増額変更について</p> <p>工事請負契約にあたっては、契約後の増額変更の理由は様々であるが、極力変更契約が生じないよう事前の現場や施設管理者の要望の調査をより詳細に実施する必要がある。</p> <p>また、学校環境整備課についても施設所管課として、現場の状況や施設管理者の要望の調査に協力することが望まれる。</p>
意見 58		<p>工事請負契約の随意契約について</p> <p>競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札により業者を選定することが求められ、随意契約での対応はあくまで例外的処理である。そのため、事前調査の充実を図るとともに、予算に係る調整も十分に行い、工事計画や発注方針に従って競争入札が実施できるように対応する必要がある。</p>
指摘事項 10		<p>契約の分割について</p> <p>見積業者の入手先が同一で、工事期間も同様の期間であることなどから、分割する必要性が乏しいと考えられる契約を分割し、1 号随意契約で発注している事例が散見された。</p> <p>本来、競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札により業者を選定するべきであり、特段の理由のない契約の分割により競争性、透明性、経済性が劣る 1 号随意契約で発注することは避け、適切な契約単位で発注するべきである。</p>
指摘事項 11		<p>再委託に関する事前の承諾</p> <p>再委託を行っている契約において、再委託に関して書面による事前承諾を行っていないものがあつた。委託契約約款の規定に基づく再委託承諾の手続きを行うべきである。</p>
意見 59		<p>委託契約の随意契約について</p> <p>競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札等により業者を選定することが求められ、随意契約での対応はあくまで例外的処理であることから、事前調査の充実等により競争性等が十分に図られた方法で業者を選定する必要がある。</p>
意見 60		<p>委託契約金額の変更について</p> <p>業者選定前に事前により詳細な調査を実施する必要がある。</p>

項目	区分	タイトル / 要旨
		また、計画が大幅に変更される場合には、業者の再選定も含めて検討する必要がある。
	意見 61	トイレ洋式化業務委託の2号随意契約について 競争性、透明性、経済性等の観点から安易に随意契約を締結するのではなく、他自治体の動向等も参考にしながら、契約の方法を検討する必要がある。
	意見 62	神戸市立学校施設昇降機保守点検業務について 昇降機の場合、一旦設置すると短期の入れ替えが難しいことが想定される一方、設置後の保守点検業務等に係る契約は特命随意契約として締結されることが多く、設置後の契約金額の妥当性の検証が困難となることが多いため、業者選定時に設置後の保守点検業務等の契約も含めて入札する等の対応を検討されたい。
	指摘事項 12	神戸市公立学校施設整備計画の事後評価の公表について 公表が事後評価実施日に対して1年以上遅れている事例があった。学校施設環境改善交付金交付要綱第8に従い、文部科学大臣に報告する際に速やかに公表するべきである。
	指摘事項 13	公有財産台帳からの除却漏れについて 学校が廃校となり、建物が取り壊し済であるにもかかわらず、公有財産台帳に計上されたままのものがあつた。 速やかに除却処理するべきである。
	意見 63	利用予定のない土地について 利用予定もなく、庁内での利用希望もない土地については、樹木の剪定及び草刈等の管理費用が発生するばかりでなく、固定資産税等の市税獲得の機会損失も発生していることになるため、速やかに売却に向けた検討を進められたい。
IV 一般財団法人 神戸市学校給食会について		
3 設立以降の財務状況の推移		
	指摘事項 14	公益財団法人神戸市スポーツ協会の給食物資調達運転資金について 学校給食会に移管されなかった公益財団法人神戸市スポーツ協会に積み立てられた給食物資調達運転資金について、現在の状況を確認し、引き続き対応の検討を進められたい。
4 事務処理について		
	意見 64	契約事務手続きについて

項目	区分	タイトル / 要旨
		神戸市と同様の契約事務手続きを行えるよう学校給食会の契約関係の規定に具体的な金額等について明記する必要がある。
	意見 65	<p>事業委託審査委員会について</p> <p>100万円以上の委託契約について、事業委託審査委員会の審議をもって契約の可否を決定し契約を締結している。</p> <p>しかし、学校給食会の組織体制は人員数も少なく審議の実効性には疑問がある。そのため、組織体制の充実を図る、事務局所管課が関与する等の対応を講じる必要がある。</p>
	意見 66	<p>随意契約の結果の公表について</p> <p>神戸市では、随意契約を締結した工事請負契約、物品等契約、及び特命随意契約を締結した委託契約金額のうち地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定を超える金額の契約について、件名、契約締結日、契約の相手方、随意契約理由等をHPで公表しているが、学校給食会では同様の規定はなく、公表もされていない。</p> <p>市の100%出資団体であることから、契約手続の透明性を高めるために、市と同様の取扱いとすることを検討されたい。</p>
	指摘事項 15	<p>受領書への受領印の押印等について</p> <p>受領書への受領印について、「学校給食運営の手引き」に定めるとおり、受領者の個人印の押印又はサインの記載を徹底するべきである。</p>
	意見 67	<p>微生物検査及び理化学検査業務に係る委託契約について</p> <p>毎年度実質1者の見積もりで契約を締結しており、見積り合わせにより業者を選定しているとは言い難い状況である。そのため、仕様書の要件を満たす市外の業者も含めて見積り合わせを行う等の対応を検討されたい。</p>
5 新型コロナウイルスへの対応状況		
	意見 68	<p>食材補償費の支払いについて</p> <p>食材補償費の支払いに際して、「給食中止による食材補償費使用申請書」の提出を受けるのみであり、実際に契約業者の仕入れ及び支払いの状況、廃棄状況の確認は行われていない。全件の確認は実務上困難であると考えられるが、一定金額以上については業者に状況の確認ができる書類を提出させる等の対応を行う必要がある。</p>
	意見 69	<p>食材の転用について</p> <p>給食中止により発生した廃棄食材の中には賞味（消費）期限が長期のものも散見され、保管費用の負担を考慮しても、廃棄よりも保</p>

項目	区分	タイトル / 要旨
		<p>管して後日の給食に転用の方がコスト面で優位と思われるものもあった。</p> <p>現行では長期休校の場合に不要となった食材についての取扱いは、調味料等容易に長期保管可能なものを除き、廃棄、業者による転売（食材補償費からの減額）やフードバンク、こども食堂、市内社会福祉法人等への寄附に限定されているが、後日の学校給食への転用も検討する必要がある。</p>
6 今後の在り方について		
	意見 70	<p>3つの方向性に対するコストの試算について</p> <p>「(公財)神戸市スポーツ教育協会の学校給食事業のあり方に関する意見（平成 29 年 12 月 15 日）」において、事業分割を選択した場合、「学校給食事業に特化した新規団体の設立によって、総務部門に要する新たな管理コストや資金管理コストが発生し、市にとって追加的なコスト、財政負担が増加するのは明らかである。このため、「コストを生み出してもなお、団体を新規で設立するメリットについて」極めて慎重に検討する必要がある」との指摘があったが、3つの方向性に対するコストの試算が行われている文書が確認できなかった。</p> <p>今後、給食事業の方向性を決定する際にはコストの試算を行うべきである。</p>
	指摘事項 16	<p>組織体制の脆弱さについて</p> <p>学校給食会では、神戸市学校給食の副食食材の調達、及び令和 2 年度では 40 億円を超える神戸市の学校給食事業の食材購入費や食材補償費に係る支払業務を担う資金を取扱っているが、内部統制体制の充実が図ることができる体制とは言い難く、組織体制を強化するべきである。</p>
	意見 71	<p>学校給食会の存在意義について</p> <p>学校給食の食材調達業務は必要不可欠な業務であり、現状の改善に向けた取組を進められたい。</p> <p>また、現状からの改善が見込めない場合には、学校給食会の法人としての継続の必要性の可否について検討されたい。</p>